

以上のような歴史的背景の中で、二〇一二年の後半に発生したのが東京機械製作所事件（東京高決令和三年一月九日・最決令和三年一月十八日資料版／商事法務四五三号九七頁）（以下「本件」という）である。本件は、買収者が、日本の公開買付規制および大量保有報告制度を遵守しながら、株式市場を通じて短期間のうちに四〇〇%近い株式を買い付けたのに対し、対象会社の取締役会が、利害関係のない出席株主の議決権の過半数（いわゆるM・M（注一））による承認を事後的に得ることを条件として有事導入型買収防衛策を導入・発動したこと、東京高裁および最高裁が適法と認めたケースである。

本件大量買付けは、日本の法制度が許容する範囲内で行われたものではあったが、一般株主に対する強圧性を有するものであり、対象会社の取締役会が買収防衛策を導入・発動する決定をしたことは是認できる。ニッポン放送事件におけることがきわめて困難であったことを勘案するところ、対象会社の取締役会が、M・Mによる事後的な承認を条件とする買収防衛策を導入・発動したことはやむを得ない措置であり、筆者らも、本件差別の行使条件付新株予約権無償割当に対する差止めを認めなかつた東京高裁決

## 東京機械製作所事件が提起した問題と新J・P<sub>II</sub>の提案

カーテイス・ミルハウプトスタンフォード大学教授  
宍戸善一 武蔵野大学教授・一橋大学名誉教授

### 一 はじめに

本稿は、日米の会社法研究者である筆者ら二人が、昨年末に公表された東京機械製作所事件東京高裁決定・最高裁決定に接して強い違和感を共有したことを見端として、敵対的企業買收および買収防衛策に関する日米英の法制度を比較的的観点から検討し、議論を重ねた末の論考である。

東京機械製作所事件は、これまでの日本における買収防衛策とその規制の歴史の産物であるとともに、買収者に対する公開買付規制と対象会社の経営陣に対する買収防衛策規制の問題点を浮き彫りにしたものといえる。かつて真摯な買収提案が少なかつた時代には、裁判所も現経営陣の判断で敵対的買収を阻止することを是認してきたが、二〇〇〇五年のニッポン放送事件以降、買収防衛策の導入・発動には株主の承認を得ることが求められるようになつた。その結果、事前警告型買収防衛策の平時導入が広まり、持合い強化のインセンティブにもつながつた。（二〇一三年の「コーポレートガバナンス改革」以降は、持合い・買収防衛策に対する機関投資家の反対が強まって、持合いの解消が進み、買収防衛策を廃止する企業も増加し、ほぼ同時期に、株主アクティビズムの動きが活発となつた。）そのような日本のコーポレートガバナンスの大きな変化を背景に、二〇二一年には有事導入型買収防衛策の有効性が争われた三件の下級審裁判例が相次いで公表され、買収防衛策が有効と認められるためには、いずれかの段階で株主の承認を得る必要があるという方向性が強く打ち出された。

一 はじめに  
二 日本における買収防衛策とその規制の歴史  
三 東京機械製作所事件

1 事案の概要	2 新J・P <sub>II</sub> の提案	3 東京機械製作所事件抗告審決定の批判的検討	4 東京機械製作所事件抗告審決定の批判的検討	5 新J・P <sub>II</sub> の提案	6 おわりに
1 本件大量買付行為の強圧性	1 M・M要件の是非	1 強圧性の二つの類型——構造的強圧性（structural coercion）	1 強圧性の有無の判断を誰に委ねるか	1 本件の強圧性	1 べきこと
2 ニッポン放送事件と企業価値防衛指針	2 ブルドックソース事件	2 構造的強圧性	2 本決定の射程	2 二〇〇〇～一五%のトリガー	2 べきこと
3 事前警告型買収防衛策	3 有事導入型買収防衛策をめぐる二〇一二年	3 実質的強圧性	3 M・M濫用の危惧	3 二〇〇〇～一五%のトリガー	3 おわりに
4 ブルドックソース事件	4 有事導入型買収防衛策をめぐる二〇一二年	4 強圧性の有無の判断を誰に委ねるか	4 本決定の射程	4 二〇〇〇～一五%のトリガー	4 おわりに
5 コーポレートガバナンス改革	5 有事導入型買収防衛策をめぐる二〇一二年	5 構造的強圧性	5 M・M濫用の危惧	5 二〇〇〇～一五%のトリガー	5 おわりに
6 有事導入型買収防衛策をめぐる二〇一二年	6 年の下級審裁判例	6 実質的強圧性	6 株主が判断すべきこと、裁判所が判断すべきこと	6 二〇〇〇～一五%のトリガー	6 おわりに

定・最高裁決定（以下「本決定」という）の結論には賛成する。

しかし、筆者らは、本決定は、M・Mによる承認を条件とした買収防衛策を一般的に有効とした判例ではなく、本件のような特殊な事例において緊急避難的な措置としてM・Mを認めた例外的な司法判断であると解すべきであり、今後の日本の買収防衛策実務は、M・Mを用いずに敵対的企業買収に関する諸問題を解決する方向を追求すべきであると考える。

M・Mを支配権争いの局面で用いることは、現経営陣の保身のために濫用される危険が大きく、資本多数決というコーポレートガバナンスの基本原則に反する不適切なものである。買収防衛策の導入・発動を有効とするためにM・Mが用いられるようになれば、経済合理的な支配権市場の形成が阻害されることにならう。

筆者らは、買収防衛策の導入・発動が認められ得る強圧性には、「実質的強圧性」の二つの類型があると考える（注二）。両者を区別することによって、濫用のリスクが高いM・Mを用いずに「構造的強圧性」から一般株主を保護し、「実質的強圧性」から一般株主を保護し、「実質的強圧性」があるか否かの判断についてすべての株主の意思を問うことで、長期的な企業価値の増大に対する注意を喚起し、本件抗告審決定の射程を限定してM・Mが濫用的に用いられる危険に対する必要があること、日本の買収防衛策に関する必要があること、日本の買収防衛策に対する

以下二において、本件に至るまでの日本の買収防衛策と、それに対する規制の歴史を、その背景にあるコーポレートガバナンスの変遷とともに概観する。三において、本件の事案の概要と抗告審決定の判旨を紹介する。四では、本件抗告審決定の批判的検討を通じて、強圧性を有する買付方法から一般株主をいかに保護すべきかという問題、買収防衛策の導入・発動を適法とするためにM・Mを用いることの問題点を、比較法的に考察する。次に、強圧性には二つの類型があり、類型ごとに強圧性の有無の判断を誰に委ねるべきかが変わり得るという視点を提示する。その上で、あらためて、買収防衛策に

る判例原則である株主の意思を問うことの意味を問い合わせると主張する。以上の考察に基づき、五では、日本の判例に適合し、一般株主の保護と経済効率的な分配権市場の発展の両立が可能な、二つの類型の強圧性に応じた買収防衛策の設計を提案する。六は結論である。

## 二 日本における買収防衛策とその規制の歴史

### 1 主要目的ルール

新株予約権が一般的に利用できるようになつたのは平成二十三年（二〇〇一）年商法改正によるものである。それ以前の日本の買収防衛策は、平時からの予防策としての株式相互持合いと有事の防衛策としての第三者割当増資であった。日本の経営者は、近時に至るまで、経営権の安定化装置としてほぼ何の制約もなく株式相互持合いを用いることが可能であつたし、支配権争いが顕在化した後に取締役会決議のみでホワイトナイト等に対して第三者割当増資を行うことが比較的自由にできた。

後者については、現経営陣の経営支配権の維持を主要な目的として第三者割当増資が行われる場合には不公正發行となり、その發行等の差止めが認められるとする「主要目的ルール」と呼ばれる判例理論が定着しているが、實際の運

用においては、現経営陣が資金調達目的を主張する場合には不當目的達成動機が優越していたとは認定しない傾向が強く（注三）、日本の裁判所は支配権争いが生じた場合において現経営陣に好意的な対応をとつていた。

## 2 ニッポン放送事件と企業価値防衛指針

このような判例の傾向を大きく変え、いわば日本における買収防衛策の現代史の幕を開けたのが二〇〇五年のニッポン放送事件（東京高決平成二七年三月二三日判例時報一八九九号五六頁）である。東京高裁は、主要目的ルールに基づきながら、当該新株予約権発行は支配権の維持を主要な目的とするものであると認定し、その發行を差し止めた。東京高裁は、ライブドアによる買収は企業価値を損なうというニッポン放送の経営陣の主張は、「株主や株式取引市場の事業上の判断や評価にゆだねざるを得ない」もので、「司法手続の中で裁判所が判断するのに適しない」と明示し、企業価値の判断をするのではなく、原則として株主であつて裁判所ではないとえ方を示した（注四）。

ニッポン放送事件の直後に、経済産業省と法務省が共同で「企業価値防衛指針」を公表し、買収防衛策は企業価値の確保・向上のために許容されるが、当該買収が企業価値を向上させるか毀損させるかは株主が判断すべきものであるからかじめ公表する仕組みが主流となつた。

### 3 事前警告型買収防衛策

二〇〇七年のブルドックソース事件（最平成一九年八月七日民集六一卷五号二二一五頁）では、アメリカの投資ファンドが全株式を对象とし、買収防衛策を導入・発動は株主の意思を踏まえたものでなくてはならないというガイドラインを提示した（注五）。

## 5 コーポレートガバナンス改革の進展

ブルドックソース事件最高裁決定後は、経営支配権の攻防をめぐる目立つた動きはみられず、開きかけた日本の支配権市場の幕が閉じたかと思われたが、水面下で大きな変化が起こっていた。リーマン・ショックによってさらに体力を失った金融機関による持株売却の動きが加速し、その受け皿として海外機関投資家が保有比率を伸ばし、二〇一〇年には全上場企業株式の三〇%以上を保有するに至った。二〇一二

年に始まった安倍政権による「コーポレートガバナンス改革」の影響は大きく、二〇一四年のスチュワードシップ・コードと二〇一五年のコーポレートガバナンス・コードは、「政策保有株式」の解消の方向に圧力をかけるとともに買収防衛策にも批判的な姿勢をとり、海外のみ

ならず国内の機関投資家も含め解消を求める買収防衛策の導入・更新に反対票を投じるようになつた。その結果、多くの上場企業が平時導入型買収防衛策を維持することが困難になり、二〇一二年末時点では買収防衛策を導入している企業の数は二八一社と、ブルドックソース事件後の二〇〇八年年末に比べ半減している（注七）。すなわち、持合比率および安定株主比率は減少の一途をたどり、平時導入型買収防衛策も維持できなくなると、いわば「丸腰」に近い状態といえ、以前に比べて、日本の上場企業の多くが敵対的買収の試みに對して脆弱になつている。さらに、日本の上場企業は、東証一部上場企業といえども、アメリカの上場企業と比べて時価総額が低い企業が多く、アクティビスト株主にとって、格好の標的が多数存在する状況といえる。二〇一二年に有事導入型買収防衛策に関する重要な司法判断が相次いだのは決して偶然ではない（注八）。

## 6 有事導入型買収防衛策をめぐる二〇一二年の下級審裁判例

二〇一二年は、二〇〇五年と並んで、日本の買収防衛策の歴史的な転換点と評価されることとなる。平時に事前警告型買収防衛策を導入していない時価総額の低い上場企業を標的としたアクティビスト株主による敵対的買収の動きが相次ぎ、標的とされた企業が有事導入型買収

用においては、現経営陣が資金調達目的を主張する場合には不當目的達成動機が優越していたとは認定しない傾向が強く（注三）、日本の裁判所は支配権争いが生じた場合において現経営陣に好意的な対応をとつていた。

り、買収防衛策の導入・発動は株主の意思を踏まえたものでなくてはならないというガイドラインを提示した（注五）。

二〇〇七年のブルドックソース事件（最平成一九年八月七日民集六一卷五号二二一五頁）では、アメリカの投資ファンドが全株式を对象とし、買収防衛策を導入・発動は株主の意思を踏まえたものでなくてはならないというガイドラインを提示した（注五）。

性が認められなかつた決定的な理由ではないかと評価されている（注一二）。

富士興産事件（注一三）は、投資ファンドが、MBOの提案をしていたが、なかなか進展しなかつたので公開買付けを開始したのに対して、取締役会が、独立委員会の勧告に基づいて、約二週間後に開催予定の定期株主総会における承認を新株予約権の効力発生の条件として差別的行使条件付新株予約権を発行する防衛策の適法性が認められたケースである。公開買付けの手法は日本アジアグループ事件におけるものと近似していたにもかかわらず、裁判所がその強圧性を否定できないとした点については批判もある（注一四）。

### 三 東京機械製作所事件

一〇一二年に立て統けに出された、以上のような有事導入型買収防衛策に対する司法判断の後に本決定が出されたが、株主による承認を事後のM・M決議で足りるとした点で、従来の判例の流れを大きく転換するものであり、今後の買収防衛策の実務に与える影響はきわめて大きいものと思われる。

#### 1 事業の概要

アジア開発キャピタル（X）および同社の子会社であるアジアインベストメントファンド

（X）（以下「Xら」という）は、東証一部上場企業である東京機械製作所（Y）の株式を市場内取引によって短期間に大量に取得した。これに對して、Yは有事導入型買収防衛策の導入およびそれに基づく差別的取得条項付新株予約権無償割当を取締役会決議のみで決定したが、株主意思確認会における非利害関係出席株主の議決権の過半数（いわゆるM・M要件）による本件措置の发动に関する承認決議がなされないこととしていた。

本件株主意思確認会において、Xらおよびその関係者とYの取締役およびその関係者を除く出席株主の議決権総数の約七九%の賛成で本件承認決議がなされ、Yは本件新株予約権無償割当を開始した。Xらは、本件新株予約権無償割当が株主平等原則に違反し、著しく不公平正な方法によるものであるとして、その差止めを求めて仮処分の申立てを行った。

原審は、Xらおよびその関係者も意見述べる機会のあった本件株主意思確認会において、XらによるY株式の買付行為によって相応に強圧性を受けるXら以外の株主のほとんどが、本件買付行為について適切な判断を下すための十分な情報と時間を確保できないことにより会社の利益ひいては株主の共同の利益が害されると判断したものであり、当該判断にその正当性を失わせるような重大な瑕疵は認められず

（1）「著しく不公正な方法」によるものか否か  
抗告審では、本件新株予約権無償割当てが「著しく不公正な方法」により行われたか否かに関して、M・M要件による決議の適法性が争われたが、抗告審は、Xらのいすれの主張も否定し、本件新株予約権無償割当ては著しく不公平正な方法によるものではないとした。

「本件株主意思確認会において、Xらの持株比率は約四〇%であって、半数を超えておらず、本件議案は、本件非利害関係出席株主の議決権総数の約七九%……の賛成を得て可決されたものであるから、XらによるY株式の上記買付行為によって強圧性を受けるXら以外の株主の大多数において、当該株主がXらによるY株式の上記買付行為について適切な判断を下すための十分な情報と時間を確保することができないことが、会社の企業価値のき損ひいては株主の共同利益を害することになり、それを防止するために本件対抗措置を発動することが必要と判断したもの」ということができる」。

#### 2 抗告審の判旨

##### 抗告棄却

#### ア M・M要件は一株一議決権原則に反するか

「本件株主意思確認総会は、Xら及びその関係者並びにYの取締役及びその関係者以外の、株式の売却の判断において強圧性が問題とされる株主において、適切な判断を下すための十分な情報と時間が確保できないことがYの会社の企業価値のき損ひいては株主の共同利益が害されることになるか否か、また、本件対抗措置の發動の要否について、その意向を確認するためのものであり、そのような株主総会の性質及び目的に照らすと、Xら及びその関係者に議決権行使させることは適切とはいえず、また、その当時のXらの持株比率が過半数に達していなかったことも踏まえると、M・M要件によってする本件株主意思確認総会における株主意思の確認の手続が、一株一議決権の原則を定める会社法三〇八条一項に反し許されないということはできない」。

イ M・M要件はブルドックソース事件最高裁決定に反するか

「平成一九年最決の事案は、取締役会設置会社が、T・O・Bによる株式買付けに対し、本来、取締役会決議で決定すべき新株予約権無償割当について、定款変更によって株主総会の特別決議事項とした上で、株主総会の決議に基づき新株予約権無償割当が実施された事案であるところ、本件は、Y取締役会において決議された有事導入型買収防衛策である本件対応方針に

#### 認められる

##### （2）株主平等原則に違反するか否か

「個々の株主の利益は、一般的には、会社の存立、発展なしには考えられないものであるから、特定の株主による経営支配権の取得に伴い、会社の存立、発展が阻害されるおそれがあるなど、会社の企業価値のき損ひいては株主の共同利益が害されることになるような場合に、それを防止するために当該特定の株主を差別的に取り扱つたとしても、その差別の取扱いが衡平の理念に反し、相当性を欠くものでない限り、株主平等の原則に反するものとはいえない」。

そして、特定の株主による経営支配権の取得に伴い、会社の企業価値がき損され、ひいては

原審が用いた「相応の強圧性」という曖昧な概念によつてM・M要件による株主総会決議が許される根拠とすることはできないとのXらの主張に対して、抗告審は「相応の強圧性」を認められる

「強圧性」に変えて、その存在を認定した。

「T・O・Bによらない市場を通じての短期間の大額の株式買付けは、一般株主（投資家）に売却への圧力（インセンティブ・動機付け）を加えるものであつて、Y取締役会は、そのことを踏まえ、一般株主に対し、十分な情報と時間を与え、会社の企業価値のき損ひいては株主の共同利益が害されることを防止するため、本件対応方針に基づく本件対抗措置を発動したものと

を防止する措置をとる必要（目的）があったものと認められる」とし、さらに、本件対抗措置は、「X<sub>1</sub>らが一定の条件を満たした誓約書をYに提出し、これを遵守すれば、その実行を留保するものとされ、X<sub>1</sub>らが自らの判断で本件対抗措置の不利益を回避し得るものとされている」ことに言及し、「X<sub>1</sub>において、投資を回収し、その経済的損失を回避することが可能な仕組みとされている」として、X<sub>1</sub>らの株主平等原則違反との主張を退けた。

抗告審は、結論として、本件新株予約権無償割当ては若しく不公正な方法によるものではなく、株主平等原則にも違反しないとして、X<sub>1</sub>らの抗告を棄却した。X<sub>1</sub>らはこれを不服として、最高裁に特別抗告・許可抗告を行ったが、上告審は、特に理由づけを行わず、「所論の点に関する原審の判断は、正当としては認認することができる」として、X<sub>1</sub>らの特別抗告・許可抗告を棄却する決定を行つたので、抗告審決定理由が判例として位置づけられることになると思われる。それゆえ、以下の検討は、主として抗告審決定を対象として行う。

#### 四 東京機械製作所事件抗告審決定の批判的検討

本件は、株式公開買付けによらない、市場を通じての短期間の大額株式買付けが一般株主に

### 商事法務No.2298

策を許容する形で実質的な制限を加える方向を示している（注二〇）。

#### 2 M・M要件の是非

他方、本件に先駆け、有事導入型買収防衛策の適法性が裁判上争われた三件のケースで、下級審裁判例は、ニッポン放送事件東京高裁決定およびブランドックソース事件最高裁決定が示した原則に則り、いずれかの段階で株主の意思を確認することが買収防衛策の適法要件であるとする方向性を示していた（注二一）。しかるに、本件におけるX<sub>1</sub>らの株式買付けは、前述のところにおいて、きわめて短期間の急速な大量買付けであつたので、Yが買収防衛策を講じた時には、X<sub>1</sub>らはすでに四〇%近い株式を保有しており、Yが買収防衛策の発動にすべての株主の議決権の過半数の賛同を得ることは困難な状況であった。

株主意思の確認を要求する日本の買収防衛策に関する裁判例を前提とし、從来型の、すべての株主の議決権の過半数の承認を得ることが現実的ではなくなった状況において、一般株主に対して強圧性を有する買付行為を停止させるため、Yの取締役会がM・Mを条件とする有事導入型買収防衛策（注二二）を導入・発動したこととは緊急避難的措置としては是認できる。

M・Mは、一定の状況において、デラウエア州判例法のみならず、イギリス公開買付法でも用いられているが（注二三）、対象会社の現経

に対する強圧性を有すると認定し、事後的なMによる承認を条件とする有事導入型買収防衛策の取締役会による導入・発動を適法と認めたに提出し、これを遵守すれば、その実行を留保するものとされ、X<sub>1</sub>らが自らの判断で本件対抗措置の不利益を回避し得るものとされている」ことに言及し、「X<sub>1</sub>において、投資を回収し、その経済的損失を回避することが可能な仕組みとされている」として、X<sub>1</sub>らの株主平等原則違反との主張を退けた。

抗告審は、結論として、本件新株予約権無償割当ては若しく不公正な方法によるものではなく、株主平等原則にも違反しないとして、X<sub>1</sub>らの抗告を棄却した。X<sub>1</sub>らはこれを不服として、最高裁に特別抗告・許可抗告を行つたが、上告審は、特に理由づけを行わず、「所論の点に関する原審の判断は、正当としては認認することができる」として、X<sub>1</sub>らの特別抗告・許可抗告を棄却する決定を行つたので、抗告審決定理由が判例として位置づけられることになると思われる。それゆえ、以下の検討は、主として抗告審決定を対象として行う。

具体的妥当性の判断として、本件大量買付行為は強圧性のある買付けであり、一般株主の保護のために停止させる必要があったことは認めざるを得ない。本件買付行為は、金商法の公開買付規制にも大量保有報告制度にも違反しない、買付けはあるものの、きわめて短期間の急速な大量買付けであった。X<sub>1</sub>らは、純投資目的でYの八・〇八%の株式を保有していると公表された（二〇一二年七月二〇日に、実際にには二六・五%を保有しており、支配権取得を目的とすることを公表した七月二一日時点における保有割合は一五・〇一%と公表されたが、実際には三二・七二%を保有していた（注二五）。これは、現経営陣に対してもみならず、一般株主に対しても不意打ちであり、早期に株式を売却しなくてはならないと思われる強圧性を感じさせるものである。

近時の判例・学説の状況として、金商法上違法ではないとしても、部分的公開買付けや市場内取引を通じた大量株式買付けの一般株主に対する強圧性が問題とされ、そのような強圧性に對処するための買収防衛策を裁判上許容する論調が有力になつていて（注二六）。

本件において緊急避難的措置としてM・Mの利用を認めた判旨の結論には賛成するが、今後、M・Mによる承認を条件とする買収防衛策が一般的に認められることになれば、日本のコーポレートガバナンスに対する悪影響は避けられず、本決定の射程を限定する必要がある。

#### 1 本件大量買付行為の強圧性

具体的妥当性の判断として、本件大量買付行為は強圧性のある買付けであり、一般株主の保護のために停止させる必要があったことは認めざるを得ない。本件買付行為は、金商法の公開買付規制にも大量保有報告制度にも違反しない、買付けはあるものの、きわめて短期間の急速な大量買付けであった。X<sub>1</sub>らは、純投資目的でYの八・〇八%の株式を保有していると公表された（二〇一二年七月二〇日に、実際にには二六・五%を保有しており、支配権取得を目的とすることを公表した七月二一日時点における保有割合は一五・〇一%と公表されたが、実際には三二・七二%を保有していた（注二五）。これは、現経営陣に対してもみならず、一般株主に対しても不意打ちであり、早期に株式を売却しなくてはならないと思われる強圧性を感じさせるものである。

イギリスの公開買付法（The UK Takeover Code）は部分的公開買付けを規制しているが（注一九）、日米両国においては、部分的公開買付けや市場内取引を通じた大量株式買付けは通常であり、持分割合に比して買収株主が過剰な拒否権を取得する「裏からの支配（negative control）」もユノカル基準における法的に認識される得る魯威であると判示した。

日本学説および判例は、「強圧性」を單一の現象として取り扱ってきた。しかし、買収防衛策を検討する上で、二つの種類の強圧性——構造的強圧性（structural coercion）と実質的強圧性

（substantive coercion）

當陣による買収防衛策を有効とするためにM・Mが用いられたことはない。イギリス公開買付法の下では、公開買付者が部分買付けを行うには公開買付審査委員会（Takeover Panel）の事前の同意を得なくてはならず、三〇%～五〇%の間の買付オファーを行うには、さらにM・Mによる承認が必要である（注二四）。このように、イギリス公開買付法の下でM・Mが用いられる状況はきわめて限定されており、かつ、独立した公的機関の承認があることが前提である。

デラウエア州判例法の下でM・Mが用いられるのは、支配株主と少数株主の間の利益相反の度合いを弱めるためにのみ限定されている。支配株主による少数株主の締出し（controlling shareholder freeze-outs）のケースにおけるM・Mの使用は、Pure Resources事件（注二五）やCox Communications事件（注二六）を経て、有名なMFW事件（注二七）に至る。一連のデラウエア州の司法判断によって支持されてきた。

日本学説および判例は、「強圧性」を單一の現象として取り扱ってきた。しかし、買収防衛策を検討する上で、二つの種類の強圧性——構造的強圧性（structural coercion）と実質的強圧性

（substantive coercion）

（注二八）。筆者らの異議は、M・Mが買収防衛策を承認する仕組みとして用いられた場合には、対象企業の現経営陣によって適用的に利用される可能性を否定できないという事実認識に基づくものである（後記6参照）。

#### 3 強圧性の二つの類型——「構造的強圧性

（structural coercion）」と「実質的強圧性

（substantive coercion）」

日本学説および判例は、「強圧性」を單一の現象として取り扱ってきた。しかし、買収防衛策を検討する上で、二つの種類の強圧性——構

造的強圧性（structural coercion）と実質的強圧性

（注二九）。

## 商事法務No.2298

## 商事法務No.2298

(substantive coercion) ——を区別することが重要である。この両者の区別を理解するために、今日も重要な影響を有するデラウエア州判例法理であるユノカル基準を以下に簡単に要約する。

デラウエア州におけるボイズン・ビルの有効性分析の出発点はユノカル事件判決（注二九）で示されたいわゆるユノカル基準である。ユノカル基準では、取締役会によって導入された買収防衛策が有効とされるためには二つの要件を満たさなくてはならない。第一の要件は、「脅威（threat）」の評価であり、買収提案が対象会社の株主の利益を損なう明らかな危険をもたらすか否かが問われる。脅威の存在は、外部の法律専門家および金融専門家のアドバイスに基づき、誠実義務（good faith）（注三〇）を負う独立取締役で構成される委員会で認定されることによつて強く推認されることになる。第二の要件は、「相当性（proportionality）」のテストであり、採択された防衛策は買収提案によつてもたらされた脅威との関係において合理的なものか否かが問われる。すなわち、「当該脅威の具体的な性質が許容される防衛戦略の幅を定めることになる（注三一）」。

デラウエア州裁判所は、ユノカル基準で要求される「脅威」に該当する強圧性には、構造的強圧性と実質的強圧性の二つの主たる形態があることを認めている（注三一）。ユノカル基準で認められる脅威の第一の類型

本件は、構造的強圧性の有無の判断が問題となつたケースであり、「Third Point」事件に類似したケースであったといえるが、その判断を強圧性を受ける非利害関係株主に委ねたのに対し、*Third Point*事件では、構造的強圧性の有無の判断を、株主ではなく、専門家の助言に基づいた独立取締役の判断に委ねた。

本件は、構造的強圧性の有無の判断が問題となつたケースであり、「Third Point」事件に類似したケースであったといえるが、その判断を強圧性を受ける非利害関係株主に委ねたのに対し、*Aigas*事件では、構造的強圧性の有無の判断を、株主ではなく、専門家の助言に基づいた独立取締役の判断に委ねた。

本件は、構造的強圧性の有無の判断が問題となつたケースであり、「Third Point」事件に類似したケースであったといえるが、その判断を強圧性を受ける非利害関係株主に委ねたのに対し、*Aigas*事件では、構造的強圧性の有無の判断を、株主ではなく、専門家の助言に基づいた独立取締役の判断に委ねた。

本件は、構造的強圧性の有無の判断が問題となつたケースであり、「Third Point」事件に類似したケースであったといえるが、その判断を強圧性を受ける非利害関係株主に委ねたのに対し、*Aigas*事件では、構造的強圧性の有無の判断を、株主ではなく、専門家の助言に基づいた独立取締役の判断に委ねた。

**4 強圧性の有無の判断を誰に委ねるか**

強圧性の有無の判断を株主に委ねるか、独立取締役に委ねるかの違いは、株主優越主義（shareholder primacy）の日本の会社法の考え方と、取締役優越主義（director primacy）のデラウエア州会社法の考え方の違いが根底にあり、かつ、独立取締役制度が実務において定着し、独立性のレビューが専門の裁判所によって厳格に

取締役に委ねるかの違いは、株主優越主義（shareholder primacy）の日本の会社法の考え方と、取締役優越主義（director primacy）のデラウエア州会社法の考え方の違いが根底にあり、かつ、独立取締役制度が実務において定着し、独立性のレビューが専門の裁判所によって厳格に

ある構造的強圧性とは、株主に買収提案を受け容れることを強いる過度な圧力をかける条件であることを指す。典型的な構造的強圧性の型は、株主を囚人のジレンマの状況に陥れる「二段階先行有利型（two-tiered, front-end loaded）」公開買付けである。また、前述したとおり、本件と深く関係する「忍び寄る支配」や「裏からの支配」と呼ばれるそれ以外の構造的強圧性もあり得る。

ユノカル基準で認められる脅威の第二の類型は、実質的強圧性と呼ばれるものであり、「会社にとって実現可能なそのほかの選択肢の価値に比して買収提案の価値を誤認するか誤つて高く評価してしまうことにより、株主が買収提案に応じてしまう（注三三）」おそれを指す。換言すれば、対象会社の経営者と株主の間に「対象会社の株主は……仮に経営者が、会社について、企業買収市場について、または経営者自身について、何を知つてゐるかを知つてゐるとしたら、買収提案の条件を受け容れることはないだろう（注三四）」といった情報の非対称性が存在する（注三五）。より端的にいえば、企業価値を過小評価した買収提案はユノカル基準にかなう脅威を構成する。

実質的強圧性（過小評価買収提案）の概念がユノカル基準に照らして有効な脅威であるか否かについては議論があり得る。なぜなら、この概念は、株主は構造的には不公正とはいえない

「実質的強圧性」はデラウエア州判例法上有効な脅威ではあるが、対象企業の取締役会は買収の取締役となつていたAir Productsの三人の取締役がAir Productsの提案価格は低すぎると証言して、いたことを強調している。すなわち、過小評価買収提案はユノカル基準に照らして有効な脅威であるが、対象企業の取締役会は買収者の提案が企業価値を損なうという主張を支持する説得力のある証拠を提示することを求められる。

デラウエア州の判例理論に即していえば、ブランドックソース事件は実質的強圧性の有無が問題であるとしたものではないと解すべきである。

抗告審が、M・O・M要件は「一株一議決権原則に反するとのXらの主張に対し、「本件株主意思確認総会は、Yから及びその関係者並びにYの取締役及びその関係者以外の、株式の売却の判断において強圧性が問題とされる株主において、適切な判断を下すための十分な情報と時間が確保できないことがYの会社の企業価値のきなず資本多数決の原則に反するものである。もしそれが認められるとすれば、現経営陣の保身を容易にし、平時より安定株主工作を行いうインセンティブを与えることになろう。結果的に、経営に対する資本市場の規律は働くくなり、日本経済の効率性を損なうことにつながる。」

## 5 本決定の射程

本決定の射程は、構造的強圧性に対処するための有事導入型買収防衛策の導入・発動を、事後的なM・O・M要件による株主の同意にからせることを条件に、取締役会決議で行うことを認めた点に限られ、実質的強圧性が問題になつてはないと考えていると解釈することが可能である。

ただし、抗告審が行ったブランドックソース事件最高裁決定との形式的対比にみられるように、抗告審は、構造的強圧性と実質的強圧性の区別を明確にしておらず、誤解を生む可能性を有する曖昧な表現もみられる。たとえば、「X

らによるY株式の上記買付行為によって強圧性を受けるXら以外の株主の大多数において、当該株主がXらによるY株式の上記買付行為について適切な判断を下すための十分な情報と時間を確保することができないことが、会社の企業価値のき損ひいては株主の共同利益を害することになり、それを防止するために本件対抗措置を発動することが必要と判断したものということができる」との箇所は、「当該株主がXらによるY株式の上記買付行為について適切な判断を下すための十分な情報と時間を確保することができる」という部分をどの程度重視するかによって、実質的強圧性の判断を含む解釈がなされる余地がある。

現に、太田洋弁護士は、「右の修飾語句に」特段の意味はないと解すべきように思われる（注四〇）として、「裁判所は、基本的には大規模買付者による大規模買付行為等の結果として「会社の企業価値のき損ひいては株主の共同利益を害することとなるか否か」を自ら判断することは差し控え、……その判断については「買付行為によって強圧性を受ける」大規模買付者以外の株主の判断を尊重するとの立場を探用している（注四一）との解釈を示している。また、田中亘教授も、「裁判所は、端的に、〔Y〕の「利益侵害を受けるおそれのある株主が、本件株主意思確認総会において、〔X〕らが〔Y〕の経営支配権を取得することが、会社

の企業価値のき損ひいては株主の共同利益が害されること」とおり、この解釈が採用されたことによって、Y株式の取得を確保することを目的とした対抗措置を発動する必要があると判断した」と認められるべきであった。そして、そのような株主の判断の正当性を失わせるような重大な瑕疵が認められないことから、株主の判断が尊重されるべきであるとして、本件対抗措置発動の必要性を肯定すべきであつたと考える」との見解を示している（注四二）。

## 6 M・M濫用の危惧

仮に、本決定の射程が構造的強圧性の場合に限定されることが判例解釈として確立したとしても、構造的強圧性と実質的強圧性の区別が明瞭でない場合もあり得るため、実質的強圧性が問題になつていているケースで取締役会が構造的強圧性を理由にM・Mによる買収防衛策を行使する可能性が危惧される。

たとえば、抗告審は、本件新株予約権無償割当てが必ずしも株主平等原則に違反しないといふ一般論の本件への当てはめにおいて、「Xらは、大量保有報告書等に保有目的として「支配権の取得。ただし、現時点で、発行者に取締役候補者を派遣することを予定していない」と記載しつつ……Yからの質問に対しても、具体的な経営方針を明らかにせず、「現経営陣の皆様と議論を重ねながら株主総会における議決権を適切に行使することを通じてYの企業価値・株

式価値を向上することができる」等の抽象的な受け答えを繰り返しながら、Y株式の取得を市場内で急速に進めていったことに照らすと、Xらの経営支配権の取得によって、Yの会社の企業価値がき損され、ひいては株主の共同利益が害されるおそれがあり」としているが、この譲りには構造的強圧性の問題と実質的強圧性の問題が混交しているようにも思われる。

さらに、田中亘教授が指摘するように、Yの利害関係のない出席株主は、本件対抗措置の発動に対する賛否を決めるに当たって、おそらく、買付方法の強圧性だけを問題にしていたのではなく、Xらの内部管理体制、事業や財務の内容、あるいはYのステークホルダーがXの買付けに反対していたこと等をも考慮して、Xらによる経営支配権の取得の是非について判断したであろうと思われる（注四三）。

このように、M・Mによる判断の対象を構造的強圧性の問題に限定しようとしても、実質的強圧性の問題がその判断に影響することを排除するのは、実際には困難である（注四四）。

この混同は、M・Mがあらゆるタイプの買収防衛策に対する安易な承認となり得ることを意味する。そして、買収提案の経済的条件に対する株主の評価、すなわち実質的強圧性の有無（注四五）が問題になつている場合にM・Mによって買収防衛策発動の是非を判断することは、資本多数決の原則に反する。

である（注四六）。

## 7 株主が判断すべきこと、裁判所が判断すべきこと

ここで、「特定の株主による経営支配権の取得に伴い、会社の企業価値がき損され、会社の

利益ひいては株主の共同の利益が害されることになるか否かについて、最終的には、会社の利益の帰属主体である株主自身により判断されるべきものである」としたアルドックソース事件最高裁決定が、何に対しても自ら判断することを差し控えて、株主にその判断を委ねたのかを、もう一度確認したい。

ブルドックソース事件最高裁決定が株主の判断に委ねるべきであるとしたのは、企業価値に関する実質的強圧性の有無であり、最高裁は構造的強圧性の有無の判断を誰がすべきかについては言及していないと解すべきである。

たしかに、実質的強圧性の有無は、その性質上、裁判所が判断すべき事柄ではないといえるが、構造的強圧性の有無は、その性質上、裁判所が判断する事が可能であり、実際、本件抗告審では裁判所が自ら強圧性の存在を認定している。裁判所に判断を委ねられるのであれば、構造的強圧性の有無の判断を、濫用のおそれが大きいM・Mにあえて委ねる必要はない。取締役会が構造的強圧性を理由とする場合には、取締役会限りでの買収防衛策の導入・発動を認立がある場合には、経営支配権を争う株主も他の株主とともに議決権の行使を認められるべき

場合にのみ、公開買付審査委員会の事前の承認を得て、買収者がM・Mによる承認を得ることを求めていた。対象会社の現取締役会は部分買付けの局面において何ら役割を果たすものではなく、かつ、いかなる局面においても、自らのイニシアティブにおいてM・Mを用いる裁量権は与えられていない。デラウェア州判例法においては、いかなる局面においても買収防衛策を有効とするためにM・Mが用いられるることはなく、敵対的買収者ではなく、支配株主による強圧性から少數株主を守るために用いられる。

イギリス公開買付法およびデラウェア州判例法が対象会社の現取締役会が買収防衛策に関してM・Mを用いることを認めていないことには十分な理由がある。買収防衛策の文脈において、M・Mが用いられるにすれば、取締役会が株主を差別する裁量の余地を過度に認めてしまうことになるからである。特に日本の裁判所は取締役会の独立性や買収防衛策を支持する証拠を注意深く精査しないので、なおさらにはその危険が大きい。アクティビリストと現取締役会の間で企業価値（実質的強圧性）に関する意見の対立がある場合には、経営支配権を争う株主も他の株主とともに議決権の行使を認められるべき

## 五 新「P・III」の提案

ここで、日本において用いられることが望ましい、日本において用いられることが望まされる買収防衛策（新「P・III」）の構築に向けた提案を行いたい。

筆者らの提案は、株主保護の必要性と、会社資産の経済効率的な移転が行われるための市場原理に基づいたアプローチの、最適なバランスを追求するものである。この提案は、買収防衛策に対する株主の承認的重要性を強調する日本の判例の精神を尊重しながら、対象会社の取締役会に対して、株主に構造的強圧性の明白な危険を課す公開買付けや、その他の株式取得から株主を保護する独立した権限（裁判所による専門的な審査には服する）を与えるものである。それと同時に、この提案は、企業価値が争点となつている場合には、買収防衛策の承認に対しての株主の議決権行使を求めるによって、経営者の自己保身から株主を守り、資本多数決という基本的なコーコレートガバナンスの原則を機能させるものである。

ボイズン・ビルによる買収防衛策は、会社の

り、かつ、デラウエア州の判例法理が買収防衛策に関する日本の判例法理に少なからざる影響を与えていていることに鑑みると、ボイズン・ビルがデラウエア州法の下でどのように用いられてゐるのかを正確に理解することができて重要なと思われる。筆者らは、M・Mのようなら、買収防衛策とは関係のないデラウエア州法の一部を切り取つて場当たり的に移植することであると思われる。筆者らは、M・Mによると、買付者が買付に対するたまに用いられたことに危惧を感じることを強く懸念するものである。

筆者らは、本件においてM・Mが買収防衛策を有効とするために用いられたことはないと考える。イギリス公開買付法やデラウエア州判例法で用いられているM・Mは買収防衛策の導入を正当化するために設計されたものではなく、M・Mが買収防衛策を導入する文脈で用いられると、現経営陣によって自らの地位を守るために濫用される危険が大きい。また、買収防衛策を有効とするためのM・Mは現経営陣に安定株主を再構築なし強化するインセンティブを与える可能性がある。

そこで、筆者らは、M・Mを用いることなく、一般株主に心理的に売却を迫るような買付行為から迅速・的確に一般株主を守る権限を取

締役会に認め、取締役会が企業価値を毀損するものとして構造的強圧性の問題がない株式公開買付に対して買収防衛策を行使しようとする場合には資本多数決による承認を求める新「PEI」を提案した。  
筆者らが提案する新「PEI」によって、M・Mが適用されるリスクを回避しながら、構造的強圧性と認められる脅威から株主を守ることができる。また、「新「PEI」は、すべての株式に対する現金による株式公開買付けを奨励するものである。すべての株式に対する現金による株式公開買付けがなされれば、現経営陣は企業価値を向上させるより良い事業計画を有していることの証拠を提出しなければならなくなり、全株主が、長期的な企業価値の向上のための最善の選択肢は何かを決めることができるようになる。それゆえ、「新「PEI」は、買収防衛策を株主の承認にかかるせることを支持する日本の判例理論と整合的であるとともに、日本の買収防衛策に関する法制度がより経済効率性にかなうものになることを促すものである。

\* 本稿の執筆に当たっては、大崎貞和、ロナルド・ギルソン（Ronald Gison）、後藤元、得津晶の各氏より有益な示唆を得た。  
なお、校正の段階で、買収手法の強圧性の問題と買収が企業価値に及ぼす影響の問題を区別して考へるべきことを指摘する松中学「敵対的買収防衛策に関する懸念と提案」——近時の事例を踏まえて」本誌二二九五号（二〇一二）

発行済株式の一〇%～一五%以上の株式を有する株主、または、会社の発行済株式の一〇%～一五%以上を所有することとなる株式公開買付けを仕掛ける株主（買付者）に対し、發動され得るものである（注四七）。

## 2 構造的強圧性

独立取締役で構成される委員会が、独立の法律専門家および金融専門家の助言を受け、善管注意義務を果たした調査を行った結果、買付者の株式所有が、株式購入のタイミングや数量または公開買付けの構造によって、他の株主に対して構造的強圧性に基づく損害を与える明白な危険があるとの結論に達した場合に、取締役会は買収防衛策を発動することができる。

この決定は裁判所によつて審査され得る。裁判所は、買付者の株式所有が他の株主に対して構造的強圧性をもたらす明白な危険があるか否かのみを審査し、買付者が企業価値に及ぼす影響（実質的強圧性）に関する取締役会の決定については審査しない。

取締役会による決定を裁判所の審査に服させることは以下の二つの観点から正当化される。

第一に、構造的強圧性が存在するか否かに関して審査を行う裁判所が答えるべき問いは、株主が心理的に売却を迫られる可能性があるか否かというものが、買収提案が企業価値に与える影響に関する難しい評価を必要としない。第

二に、裁判所による事後審査の可能性は、取締役会が非強圧的買収提案から自らを守るために構造的強圧性を主張することを困難にする。

けとは、いかなる株主も、その取引に関する他に構造的強圧性の問題が生じない株式公開買付けと、主な具体例として以下のものがある。

- ・すべての株式に対する現金による公開買付け（all-cash, all-stocks tende off）で、残存株式を同一価格で現金により買い取ることを約束するもの。
- ・第一段階でも、第二段階でも、同一価格、同一条件で株式を取得することを約束して行う二段階公開買付け（注四八）。

## 3 実質的強圧性／企業価値

独立取締役で構成される委員会が、独立の法律専門家および金融専門家の助言を得て、善管注意義務を果たした調査の結果、買付者が企業価値を毀損するであろうとの結論に達した場合には、すべての株主（買付者を含む）の議決権行使により、買付者に対して買収防衛策を発動するか否かを決することとする（注四九）。裁判所による審査は、議決権行使のために必要なすべての正確な情報が株主に与えられたか否かの点に限定される。

## 六 おわりに

筆者らは本稿において、日本が買収防衛策に取締役で構成される委員会が専門家の意見に基づいて行い、その答申に基づき取締役会が買収防衛策の形態と発動の可否を決定する。構造的強圧性があるとの答申があれば、取締役会決議のみで買収防衛策を発動でき、構造的強圧性はないが実質的強圧性があるとの答申があれば、買付者を含む株主の議決権の過半数による承認を条件とする買収防衛策を発動できる（注五〇）。

## 4 構造的強圧性と実質的強圧性の判別と買収防衛策の選択

構造的強圧性と実質的強圧性の判別は、独立取締役で構成される委員会が専門家の意見に基づいて行い、その答申に基づき取締役会が買収防衛策の形態と発動の可否を決定する。構造的強圧性があるとの答申があれば、取締役会決議のみで買収防衛策を発動でき、構造的強圧性はないが実質的強圧性があるとの答申があれば、買付者を含む株主の議決権の過半数による承認を条件とする買収防衛策を発動できる（注五）。

筆者らは本稿において、日本が買収防衛策に関するデラウエア州法をコピーすべきであると主張しているのではあるが、しかしながら、デラウエア州法が日本の学説に大きな影響を与えており、大崎貞和、ロナルド・ギルソン、後藤元、得津晶の各氏より有益な示唆を得た。

(注一) これまでM・Mといえば、MBOや親子会社間の合併等において、買収者を除く一般株主が保有する株式の過半数の支持と理解されてきた（経済産業省「公正なM&Aの在り方に関する指針」（二〇一九）三・五・一参照）のとは異なり、本件で用いられたM・Mは、買収者が経営者側の双方を除外した非利害関係株主のうち総会出席株主の議決権の過半数の支持であり、経営者側の株主からいわゆる安定株主は除かれていません。藤田友敬「事前審告型買収防衛策の許容性——近時の裁判例の提起する問題」金融商品取引法研究会研究記録七九号（二〇二二）一頁、一九頁参照。

(注二) 構造的強圧性と実質的強圧性に関して、詳しく述べ、四三参考。

(注三) 江頭憲治郎「株式会社法〔第八版〕」（有斐閣、二〇一二）八〇二頁、田中直「会社法〔第三版〕」（東京大学出版社、二〇一二）五二〇頁参照。

(注四) 田中・前掲（注三）七一九頁、藤田・前掲（注一）四頁参照。

(注五) 経済産業省「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（二〇〇五年五月一七日）。藤田・前掲（注一）一頁～一頁、四頁参照。

(注六) 東京高決平成一七年六月一五日判例時報一九〇〇号一五六頁。

(注七) 大崎貞和「買収防衛策をめぐる最近の展開」金融資本市場展望（二〇一二年一月一七日）二頁～三頁参照。

(注八) 大崎・前掲（注七）二頁～三頁参照。

(注九) 名古屋高決令和三年四月二二日資料版／

株主総会における議決権行使によって、株式公開買付けに際して株主が直面する集合行為問題（collective action problem）を緩和することができる。株主総会は、買収提案が株主にとっていかに魅力的であるかに関する情報、買収提案を検討するためのさらなる時間、および、買収提案への対応を整理する機会を提供する（注五）。

## 商事法務No.2298

- (注一〇) 藤田・前掲 (注一) 八頁参照。
- (注一一) 東京高決令和三年四月二二日資料版／商事法務四四六号一四五頁。
- (注一二) 藤田・前掲 (注一) 一一頁参照。
- (注一三) 東京高決令和三年八月一〇日資料版／商事法務四五〇号一四三頁。
- (注一四) 田中亘「防衛策と買収法則の将来」*東京機械製作所事件の法的検討* 本誌二二七八六号 (II0111) 四頁、一四頁、一五頁注二七参照。
- (注一五) 大崎貞和「株式の急速な買い集めと大口保有報告制度」内外資本市場動向メモ三六二号 (II0111年一月二二日) 三頁参照。
- (注一六) 田中亘「企業買収と防衛策」(商事法務) II0111年一月二二日) 三頁参照。
- (注一七) 第三 Point LLC v. Ruprecht, 2014 Del. Ch. LEXIS 64 (Del. Ch. May 2, 2014).
- (注一八) ヨノカル基準に關しては、後掲 (注一九) 〔注一一〕およびその本文参照。
- (注一九) イギリスの公開買付法に關しては、後掲 (注一四) およびその本文参照。
- (注二〇) アメリカの判例に關しては、後掲 (注一九) 〔注一一〕およびその本文参照。See also Sharon Hannes & Oriri Yadlin, *The SEC Regulation of Takeovers: Some Doubts from a Game Theory Perspective and a Proposal for Reform*, 25 YALE J. REG. 73 (2008).
- (注二一) 日邦産業事件 (前掲 (注一))、日本アバタカルート事件 (前掲 (注一))、富士興産

## 商事法務No.2298

- (注一二) 以前から、学説によつて、本件のような状況におけるM・Mの承認にかかる有事導入型買取防衛策の使用が提案されてきた。田中・前掲 (注一六) 四一六頁、飯田・前掲 (注一六) 一〇頁参照。
- (注一三) 本件で用いられたM・Mは、非利害関係田原株主の議決権を分母としているが、テラウエア州判例法およびイギリス公開買付法で用いられているM・Mは、全非利害関係株主の議決権を分母としている。藤田・前掲 (注一) 九頁参照。なお、議決権の過半数ではなく、行使された議決権の過半数を要件とするべきであることを主張するに關して、田中・前掲 (注一六) 四一七頁参照。
- (注一四) UK Takeover Code Rule 36.1, Rule 36.5.
- (注一五) *In re Pure Resources, Inc., S'holders Litig.* 808 A.2d 421 (Del. Ch. 2002).
- (注一六) Kahn v. M&F Worldwide Corp., 88 A.J.I. 635 (Del. 2014). M&F事件判決は、テラウエア州最高裁判が、支配株主による少数株主の締出しに対して、從来、完全な公正基準に基づく司法審査を課してこたテラウエア州判例法を変更し、独立取締役で構成される特別委員会の少数株主の過半数による二重の承認を求める」として、経営判断原則を適用した。M&F判決の根拠としては、第一二二、二重の承認構造は、維持判断原則の適用が認められるテラウエア州会社法上の合併に必要な二重の承認による独立当事者の手続 (取締役会の承認)、それによると、株主の承認)と近似したものである」と、第一二一五) 参照。
- (注一七) Air Products v. Airgas, *supra* note 31, at 103-13. チャンネル一平衡法裁判所長官は、「個人民には、全株式に対する現金公開買付けはヨノカル基準における有効な脅威と認められるべきではない」と考へてゐるが、実質的脅威に対するボイズン・ヒルを肯定するテラウエア州最高裁判例 (Paramount v. Time, *supra* note 32) に従わざる基準における脅威の第三のタイプとして「機会損失」 (*opportunity loss*) を挙げてゐる。機会損失とは、敵対的買収提案が、対象会社の株主から現経営陣が提案するより価値のある選択肢を選ぶ機会を奪つてしまつからしれない」フレッド・J. Gilson & Krauskman, at 267)。機会損失は、現経営陣が敵対的買収提案みる優れた選択肢を考案する十分な時間がないところ、時間軸に関する概念であり、ヨノカル基準に關するテラウエア州判例法において重要な地位を占めてくることは、見えない。それは、Airgas事件においても簡単に触れて來られてこる (*Air Products v. Airgas, supra* note 31, at 107-108)。
- (注一八) *In re Dell Technologies Inc. Class V Stockholders Litigation* (Memorandum Opinion, Del. Ch. 2020) at 48 (quoting Paramount Communications, Inc. v. Time Inc., 571 A.2d 1140, 1154 (Del. 1989)).
- (注一九) Gilson & Krauskman, *supra* note 32, at 259. (注二〇) いわゆる「トカラウエア州判例法」即ち、田中亘「防衛策と買収法則の将来」の出身者であるとの記述があり、別紙所掲の独立委員会規程の概要に、「独立委員会は、社外取締役と一名の社外監査役で構成され、そのうち一名の取締役は担保ジャパンの出身者であり、監査役は必ずほ銀行の出身者であるとの記述があり、別紙所掲の

商事法務四四六号一〇〇頁。

事件 (前掲 (注一)) 参照。

- (注二一) 以前から、学説によつて、本件のような状況におけるM・Mの承認にかかる有事導入型買取防衛策の使用が提案されてきた。田中・前掲 (注一六) 四一六頁、飯田・前掲 (注一六) 一〇頁参照。
- (注二二) 本件で用いられたM・Mは、非利害関係田原株主の議決権を分母としているが、テラウエア州判例法およびイギリス公開買付法で用いられているM・Mは、全非利害関係株主の議決権を分母としている。藤田・前掲 (注一) 九頁参照。なお、議決権の過半数ではなく、行使された議決権の過半数を要件とするべきであることを主張するに關して、田中・前掲 (注一六) 四一七頁参照。
- (注二三) UK Takeover Code Rule 36.1, Rule 36.5.
- (注二四) *In re Cox Communications, Inc. S'holders Litig.* 879 A.2d 604 (Del. Ch. 2005).
- (注二五) Kahn v. M&F Worldwide Corp., 88 A.J.I. 635 (Del. 2014). M&F事件判決は、テラウエア州最高裁判が、支配株主による少数株主の締出しに対して、從来、完全な公正基準に基づく司法審査を課してこたテラウエア州判例法を変更し、独立取締役で構成される特別委員会の少数株主の過半数による二重の承認を求める」として、経営判断原則を適用した。M&F判決の根拠としては、第一二二、二重の承認構造は、維持判断原則の適用が認められるテラウエア州会社法上の合併に必要な二重の承認による独立当事者の手続 (取締役会の承認)、それによると、株主の承認)と近似したものである」と、第一二一五) 参照。
- (注二六) *Unocal* 事件は、構造的強圧性のあら一段階先行有利型公開買付けのケースである。これに対して、*Time* 事件は、パラマウントのタイムに於ける公開買付けはすべての株式に対する現金対価によるもので、構造的強圧性のないものであつたが、テラウエア州最高裁判所は、タイムの株主が現取締役会に由て遂行されている経営の選択肢の戦略的な価値を「認識してこないか、認識して」パラマウントの提案に応じることを選択してしまった可能性——「実質的強圧性」として知られてゐる強圧性——があることを理由にタイムの取締役会がボイズン・ヒルを維持する」と認めた (Paramount Communications, Inc. v. Time Inc., 571 A.2d 1140, 1153 (Del. 1989))。
- (注二七) 構造的強圧性と実質的強圧性の区別を最初に明かにしたのは、ギルソン教授とクラークドレイナ教授の論文である。See Ronald J. Gilson & Reinier Krauskman, *Delaware's Intermediate Standard for Defensive Tactics: Is There Substance to Proportionality Review?*, 44 BUS. LAW. 247 (1989).

に、より緩やかな司法審査の基準が適用される可能性は、支配株主に事前に頗るな少数株主保護の手続を構築するインセンティブを与える」と、が挙げられてゐる。

- (注二八) 後掲 (注二八) 参照。
- (注二九) Unocal Corp. v. Mesa Petroleum Co., 493 A.2d 946 (Del. 1985).
- (注三〇) 余社のため最善を尽くす義務。日本の会社法の競争注意義務にはそのような義務も含まれてゐる。
- (注三一) Air Products & Chemicals, Inc. v. Airgas, Inc. 16 A.3d 48, 122 (Del. Ch. 2011).
- (注三二) *Unocal* 事件は、構造的強圧性のあら一段階先行有利型公開買付けのケースである。これに対して、*Time* 事件は、パラマウントのタイムに於ける公開買付けはすべての株式に対する現金対価によるもので、構造的強圧性のないものであつたが、テラウエア州最高裁判所は、タイムの株主が現取締役会に由て遂行されている経営の選択肢の戦略的な価値を「認識してこないか、認識して」パラマウントの提案に応じることを選択してしまった可能性——「実質的強圧性」として知られてゐる強圧性——があることを理由にタイムの取締役会がボイズン・ヒルを維持する」と認めた (Paramount Communications, Inc. v. Time Inc., 571 A.2d 1140, 1153 (Del. 1989))。
- (注三三) 構造的強圧性と実質的強圧性の区別を最初に明かにしたのは、ギルソン教授とクラークドレイナ教授の論文である。See Ronald J. Gilson & Reinier Krauskman, *Delaware's Intermediate Standard for Defensive Tactics: Is There Substance to Proportionality Review?*, 44 BUS. LAW. 247 (1989).

- ヨノカル基準にかなう有効な脅威としての実質的強圧性の概念は、Unimin 事件において拡張された (Unimin, Inc. v. American General Corp., 651 A.2d 1361 (Del. 1995))。匿事仕じねふにてテラウエア州最高裁判所は、取締役会が新規の提案も、評価が難しい提案も行っていない、対象会社が現状維持モードにある場合について、市場価格にプレミアムを付したすべての株式に対する現金による公開買付けに実質的強圧性があると認定した。換算すれば、単に買付者が株主に対して過小評価された価格を提案する脅威をもつて実質的強圧性であるとした。
- ギルソン教授とクラークマン教授は、「ヨノカル基準における脅威の第三のタイプとして「機会損失」 (*opportunity loss*) を挙げてゐる。機会損失とは、敵対的買収提案が、対象会社の株主から現経営陣が提案するより価値のある選択肢を選ぶ機会を奪つてしまつからしれない」フレッド・J. Gilson & Krauskman, at 267)。機会損失は、現経営陣が敵対的買収提案みる優れた選択肢を考案する十分な時間がないところ、時間軸に関する概念であり、ヨノカル基準に關するテラウエア州判例法において重要な地位を占めてくるとは、見えない。それは、Airgas 事件においても簡単に触れて來られてこる (*Air Products v. Airgas, supra* note 31, at 107-108)。
- (注二一) *In re Dell Technologies Inc. Class V Stockholders Litigation* (Memorandum Opinion, Del. Ch. 2020) at 48 (quoting Paramount Communications, Inc. v. Time Inc., 571 A.2d 1140, 1154 (Del. 1989)).
- (注二二) *Gilson & Krauskman, supra* note 32, at 259. (注二三) いわゆる「トカラウエア州判例法」即ち、田中亘「防衛策と買収法則の将来」の出身者であるとの記述があり、別紙所掲の

# 守りのガバナンスと社外取締役

遠藤元一 弁護士

## 一 はじめに——「守り」と一体となつて機能する「攻め」のガバナンス

昨年六月の「コーポレートガバナンス・コード再改訂版」(以下「CGコード」という)、「投資家と企業の対話ガイドライン」改訂版では、監督と執行の分離を進め、モニタリング・ポート型の取締役会を中心としたガバナンス改革の流れが一層顕著となり、独立社外取締役(以下「社外取締役」という)が重要な役割を果たすことが期待されている。

CGコードは、社外取締役の役割として、①助言、②経営の監督、③利益相反の監督、④ステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させる(原則四・七)等、多様な役割を示し、経済産業省「社外取締役の在り方に關する実務指針(社外取締役ガイドライン)」(二〇二〇年七

月三一日)は、「経営の監督が最重要である」とし、「会社の持続的な成長を実現するための『攻め』(適切なリスクテイクに対する後押し)の意味での監督も含まれる」としている。プライム市場上場会社では、社外取締役が三分の一以上を占める会社の割合が八割まで増加し(注一)、経済産業省のCGS研究会(第三期)における「今後の検討課題(案)」にも社外取締役を取締役会の過半数とすることが掲げられる等

として多いものの、二〇二〇年度調査よりも低下し、その反面、「経営監督」を最重要視する会社の割合の増加がみられ、会社、社外取締役双方の意識にも変化がみられる(注三)。監督と執行を分離し迅速な判断を促すことと能機能を發揮させることに向けた動きが急速に進んでいる。このような流れを受けて、三菱UFJ信託銀行が実施したガバナンスリサーチ一二一年度調査では、社外取締役に求める最重要な役割を「助言」とする会社の割合は、依然

ば、非利害関係株主が実質的強圧性をも考慮して買収防衛策の導入・発動の是非を判断しても問題は少ないという見解もあり得よう。しかし、筆者らは、仮に買収防衛策に対するMOMによる承認を認めるとしても、資本多数決という株式会社の基本的なコーポレートガバナンスの原則を前提とすれば、非利害関係株主が判断する権限が認められるのは、当該買付行為によつて心理的に株式の売却を迫られることにより利益が侵害されるか否かに限られ、買収者と現経営陣のどちらが企業価値をより高めることができるかについて、少数株主たる非利害関係株主が判断することを認めるのは論理矛盾であると考える。それゆえ、筆者らは、後述するように、構造的強圧性の脅威に対しても、取締役会限りでの買収防衛策導入・発動を認めることによって、買収防衛策に関してMOMが介在することを回避し、かつ、買付者をして構造的強圧性のある買付行為を行わない方向に誘導することを提案する(五参照)。

(注四五) 日本の判例法は、企業価値の評価は株主自身が行うべきものであるという原則を確立しており、デラウエア州判例法のように、株主は企業価値の評価に関する情報なしで判断能力において独立取締役に劣るという前提に立つてゐない。それゆえ、日本に実質的強圧性の概念を導入する場合には、デラウエア州判例法におけるような、情報の非対称性なしで判断能力の不足から、株主が企業価値に関して誤認する虞があるという観点は考慮する必要がなく、買収提案が企業価値を過小評価しているか否かに焦点を当てて考えるべきである。前掲(注三五)参照。以下、新J-Pillの提案も、実質的強

圧性すなわち過小評価買収提案との前提に立つてゐる。

(注四六) デラウエア州判例法もこの議論を支持している。See *Mendel v. Carroll*, 651 A.2d 297 (1994) (支配株主は、自らの経済的利益のために、取締役会が持てる他の事業計画に反対する議決権行使を認められるべきである)。

(注四七) 筆者らは、対象会社に関して重要な経済的利益を得ること、かつ取締役会に対する相応の影響力を獲得したいと望む買付者の利益と、買付者が、支配権アレミアムを支払わずに「忍び寄る支配」を得ること、または、「裏から支給」を行ふことによる買付者の利益。

(注四八) 筆者らは、すべての部分買付けが構造的強圧性を持つと考えるものではなく、たとえば飯田准教授の第三類型(飯田・前掲(注一六)二二頁)のように部分買付けでも構造的強

圧性の問題が生じないと考えられるものもあり得ると考える。ここに提示した二類型は、対象会社が取締役会決議のみでは買収防衛策の発動ができないことが明らかなる開買付けの類型である。

(注四九) 買収防衛策が株主総会の決議によって平時に導入されたとしても、実質的強圧性を理由として買収防衛策を発動する場合には、すべての株主の議決権行使による承認を必要とする。新J-Pillが適切に機能するための制度を確立し充実させるため、少なくとも時価総額の低い会社に関しては、いつん保有比率が5%を超えた場合の追加買付けのタイミングを規制する法改正が有効であろう。大崎・前掲(注五〇) 四頁(五頁参照)。

(注五一) 独立委員会が構造的強圧性も実質的強圧性もあると答申を行った場合、取締役会は、取締役会決議のみで防衛策の発動を行うことが可能であるが、買付者を含む株主の議決権の過半数による承認を条件とする買収防衛策を発動することができる。

(注五二) *Milhaupt, Curtis* (ミルハウプ、カーティス)

Aiges事件(前掲(注三二))では、一五%のトライガーや認められた。ただし、五%トライガーによる「反アクティビリスト」ボイズン・ビル(それ以外にもアクティビリスト投資家)に対して、不利益な条件があつた)は、Williams事件で無効とされた。Williams Cos. Stockholder Litig. No. 2020-07-07-KSJM, 2021 Del. Ch. LEXIS 34 (Feb. 26, 2021) (affirmed, The Williams Companies, Inc., et al. v. Wolosky, et al., No. 139 (Del. Nov. 3, 2021))。

(注五三) 筆者らは、すべての部分買付けが構造的強圧性を持つと考えるものではなく、たとえば飯田准教授の第三類型(飯田・前掲(注一六)二二頁)のように部分買付けでも構造的強

目 次	
一 はじめに——「守り」と一体となつて機能する「攻め」のガバナンス	
二 内部統制システムの実効性が保たれているかの監視監督	
三 監査役(会)・監査委員会等を通じた情報収集、意見交換等	
四 内部監査部門を通じた情報収集	
五 監査役と内部監査部門との連携を高める環境整備への支援	
六 情報のハブ組織としての取締役会事務局の活用	
七 おわりに	